

第2期

いのち支える八戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない八戸市を目指して～

令和7年3月

八戸市

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、全国の子殺者数は3万人台から2万人台に減少しましたが、令和2年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、11年ぶりに前年を上回り、それ以降全国的に女性や小中高生の自殺者が増加傾向にあります。

当市の自殺者数は、こころの健康づくりの推進や自殺予防講演会の開催等の自殺予防に関する普及啓発などに取り組み始めた平成22年以降、減少傾向となりましたが、自殺死亡率は全国と比較すると、依然として高い水準が続いていました。

そのような中、行政全体として自殺対策を推進するための庁内横断的な体制を構築するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関・団体等との有機的な連携を図るための八戸市自殺対策ネットワーク会議を新たに立ち上げて議論を重ね、令和元年11月に「いのち支える八戸市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策に関する取組を包括的に推進してまいりました。

こうした取組の結果、年ごとに増減はあるものの、当市の自殺者数は減少傾向が続き、令和4年には自殺者数29人、自殺死亡率13.2まで減少しましたが、今なお、年間20人を超える方が自らの尊い命を絶っているという状況が続いています。

また、コロナ禍の令和3年には、自殺者数・自殺死亡率ともに増加が見られ、今後も何らかの要因で増加に転じることも考えられることから、自殺対策の継続と強化が必要となっています。

このような現状を踏まえ、市では「全ての市民が、かけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない八戸市」を目指し、自殺対策の更なる推進を図るため、女性に対する取組や子ども・若者対策を新たに加えた「第2期いのち支える八戸市自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、市民の皆様を始め、県、関係機関、団体等の皆様と連携しながら、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました八戸市自殺対策ネットワーク会議の構成員の皆様、関係者並びに市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

八戸市長 熊谷 雄一

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	1
4. 自殺対策の目標	2

第2章 八戸市における自殺の現状

1. 自殺者数、自殺死亡率の推移	4
2. 性・年代別の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較	5
3. 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率	7
4. 自殺未遂歴の有無	8
5. 高齢者関連（高齢者の自殺の内訳）	8
6. 勤務・経営関連	9
7. 八戸市の自殺の特徴	10

第3章 これまでの自殺対策と課題

1. これまでの取組及び評価	12
2. 八戸市における自殺対策の課題	15

第4章 自殺対策における取組

1. 八戸市の自殺対策が目指すもの	16
2. 自殺対策の基本方針	17
3. 施策体系	19
4. 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	20
(2) 自殺対策を支える人材の育成	22
(3) 市民への啓発と周知	23
(4) 生きることの促進要因への支援	25
(5) 女性に対する取組	29

5. 重点施策	
(1) 高齢者対策	33
(2) 生活困窮者対策	37
(3) 勤務・経営対策	39
(4) 子ども・若者対策	40
6. 生きる支援関連施策	46

第5章 自殺対策計画の推進体制

1. 推進体制	55
2. 進行管理	55

<資料>

1. 第2期自殺対策計画策定経過	56
2. 八戸市自殺対策ネットワーク会議構成団体	57
3. 自殺対策基本法	58

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案し、市町村自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

これを受け、当市では、自殺の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、保健、医療、福祉、商工・労働等の地域の関係団体で構成する八戸市自殺対策ネットワーク会議及び庁内関係課で構成する自殺対策庁内検討会議において議論を重ね、令和元年11月に「いのち支える八戸市自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。また、令和2年11月には、市長を本部長とする自殺対策推進本部を設置し、自殺対策を全庁的な取組として推進してきました。

現在、当市の自殺者数は、増減を繰り返しながらもピーク時より減少傾向にありますが、依然として、年間約30人から50人の方が自殺により亡くなっている状況にあります。

このたび、第1期計画の期間満了にあたり、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱と、第1期計画における課題を踏まえ、「第2期いのち支える八戸市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、さらなる自殺対策を推し進めていきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」や青森県の「いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）」及び当市の上位計画である「第7次八戸市総合計画」との整合を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、適宜計画内容の見直しを行います。

4. 自殺対策の目標

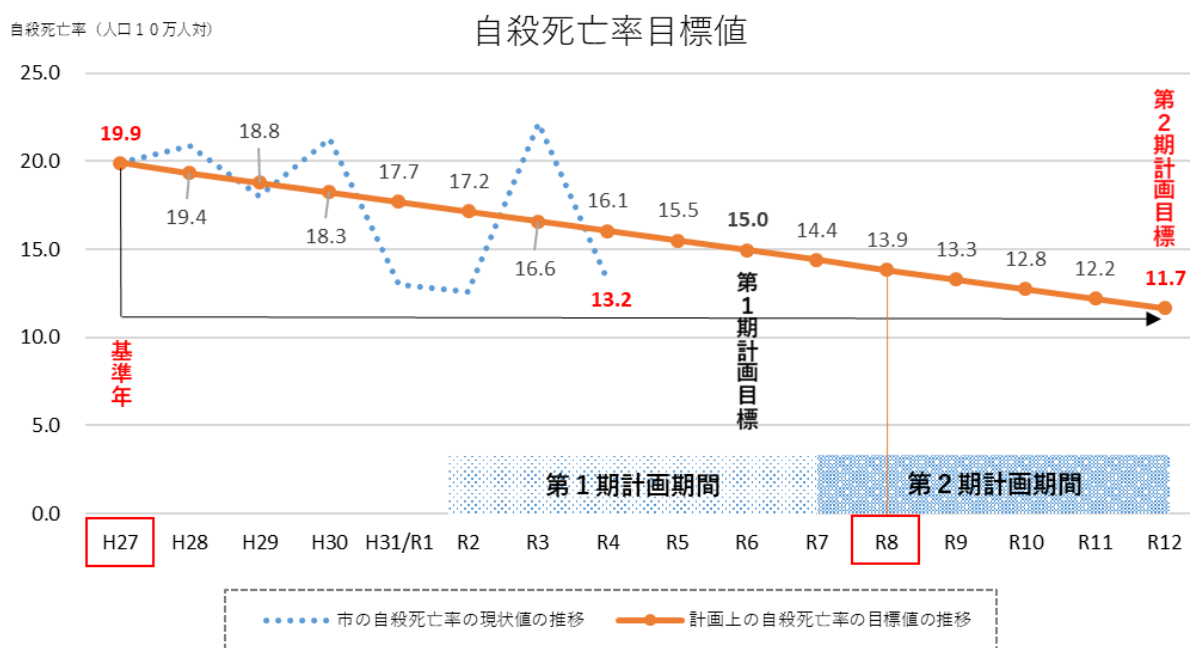
計画期間中の目標値として、令和12年までに自殺死亡率11.7以下とすることを目指します。

【目標値設定の考え方】

国は、平成27年の自殺死亡率を令和8年までに30%以上減少させることを目標としています。当市の平成27年の自殺死亡率19.9に国の減少目標を反映すると、令和8年に13.9以下とすることとなり、そのためには、毎年0.55ポイントずつ減少させることになります。

この考え方に基づき、第1期計画では令和6年までに自殺死亡率15.0以下とすることを目標値としており、本計画でも同様の考え方を継続し、令和12年までに自殺死亡率を11.7以下とすることを目指します。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口と自殺死亡率の目標値を用いて算出した値を、自殺者数の参考値として設定します。



<参考値>

令和12年の自殺死亡率（目標値）により算出した場合の自殺者数は24人

式：201,707人 $\times$ 11.7/10万人 $\doteq$ 23.6 ($\doteq$ 24人)

(国立社会保障・人口問題研究所「令和5年推計」より令和12年の推計人口：201,707人を用いて算出)

本計画で用いている主な統計等について

■自殺死亡率

本計画では人口動態統計に基づく人口10万人あたりの自殺者数とします。

■厚生労働省「人口動態統計」

出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」に関する統計資料です。人口動態統計における自殺者数は、日本における日本人を対象とし、住所地に基づいて死亡時点で計上しています。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

■警察庁「自殺統計」

日本における日本人及び日本における外国人を対象とし、遺体の発見地を基に発見時点（正確には認知）で取りまとめており、捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成・計上しています。（※住所地を基に計上したものもあります。）

■厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺の実態把握として地方公共団体職員等による利用を目的に、警察庁から提供された自殺統計原票に基づくデータを厚生労働省が集計したものです。

■個別集計

警察庁の自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センターが自治体ごとに集計したものです。

■青森県保健統計年報

青森県が作成している青森県の人口動態統計で、県内各市町村の人口動態に関するデータが掲載されています。

■地域自殺実態プロファイル

国は、地方公共団体の自殺対策計画の策定を支援するため、いのち支える自殺対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析し、「地域自殺実態プロファイル」を作成・提供しています。

このプロファイルでは、自殺統計、人口動態統計、国勢調査、企業・経済統計、国民生活基礎調査等に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性等について分析するとともに、これを踏まえる形で重点施策の優先度が示されています。

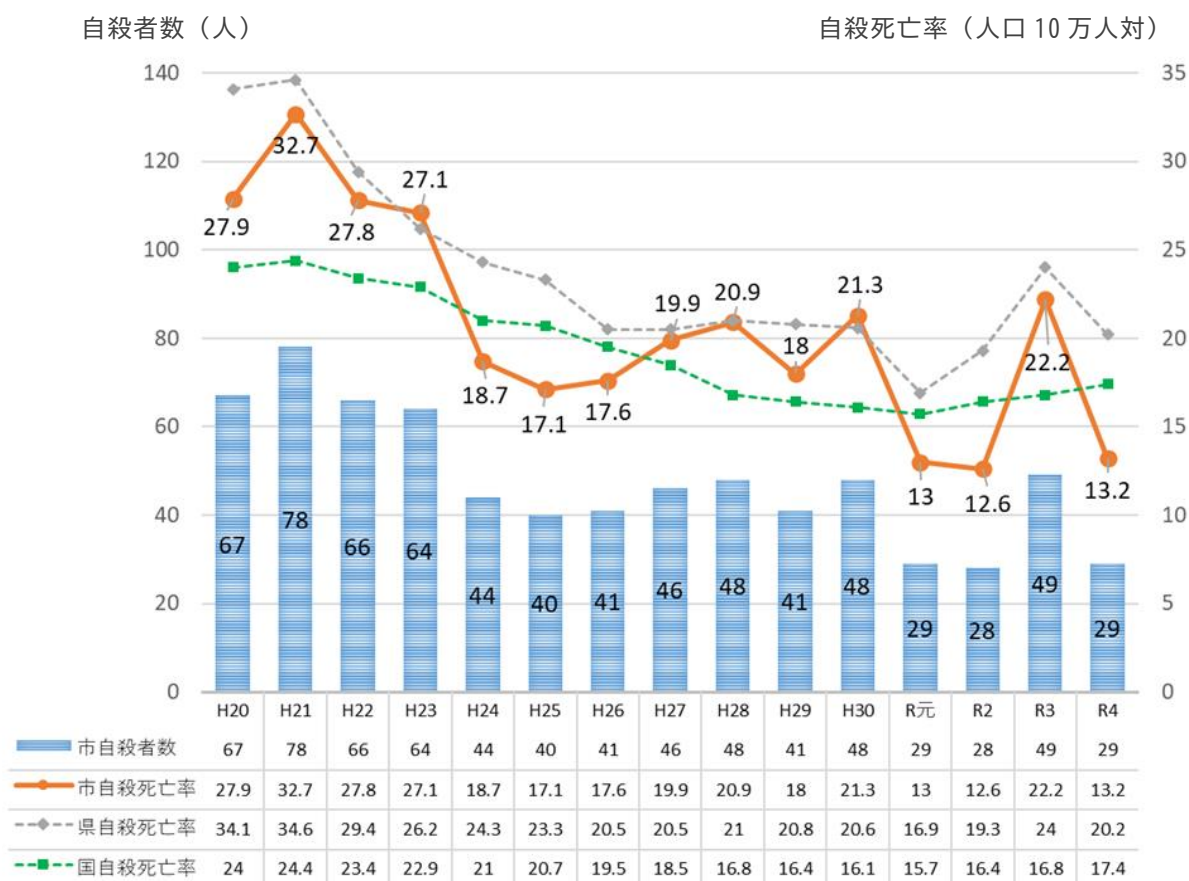
第2章 八戸市における自殺の現状

1. 自殺者数、自殺死亡率の推移

当市の自殺者数は、多い時は年間80人近くでしたが、平成22年以降は年毎の増減はあるものの、おおむね減少傾向にあり、コロナ禍の影響等により大きく増加した令和3年を除いて、令和元年以降は30人を下回る水準で推移しています。

自殺死亡率もピーク時に比べると減少傾向にあり、令和元年以降の当市の自殺死亡率は、自殺者数と同様に大きく増加した令和3年を除いて、全国と比較しても低い状態にあります。（図表1）

図表1 自殺者数・自殺死亡率の推移



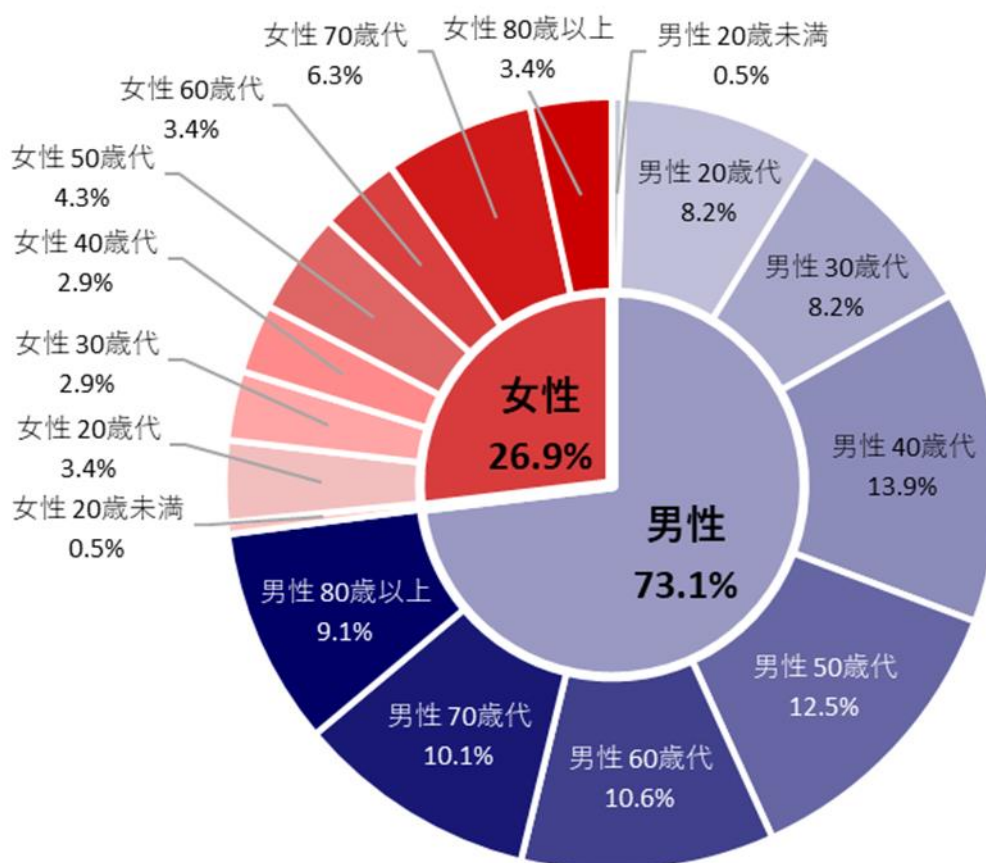
資料：人口動態統計（厚生労働省）、青森県保健統計年報より八戸市作成

2. 性・年代別の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較

当市の自殺者の割合を性別にみると、男性が全体の約7割を占め、女性の2倍以上となっており、年齢別では、男性は40歳代が最も高く、50歳代、60歳代と続き、女性は70歳代が最も高く、続いて50歳代となっています。（図表2）

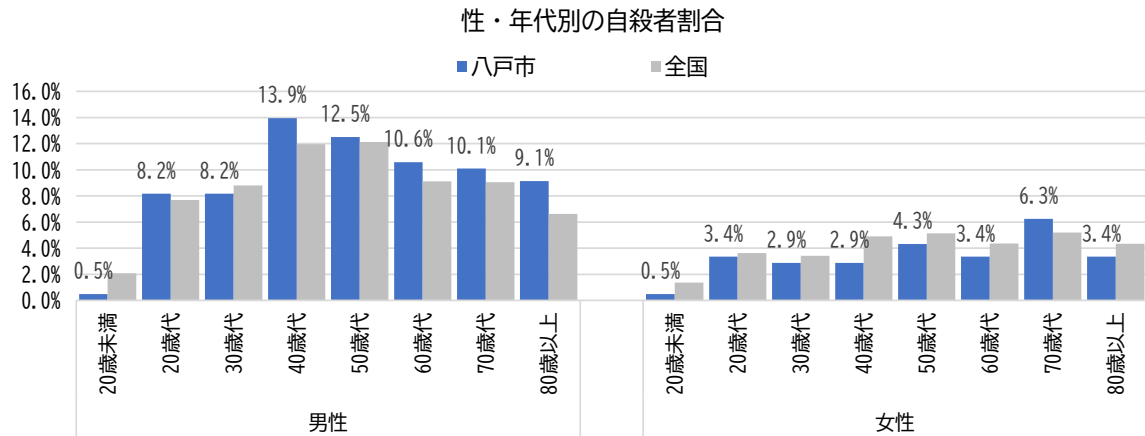
性・年代別に全国と比較すると、自殺者の割合は、男性では20歳未満と30歳代以外すべての年代で、女性では70歳代で全国より高くなっており、平均自殺死亡率は、男性では20歳未満以外すべての年代で、女性では20歳代、30歳代及び70歳代で全国より高くなっていきます。（図表3）

図表2 性・年代別の自殺者割合（2018～2022年平均）
 <地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）>

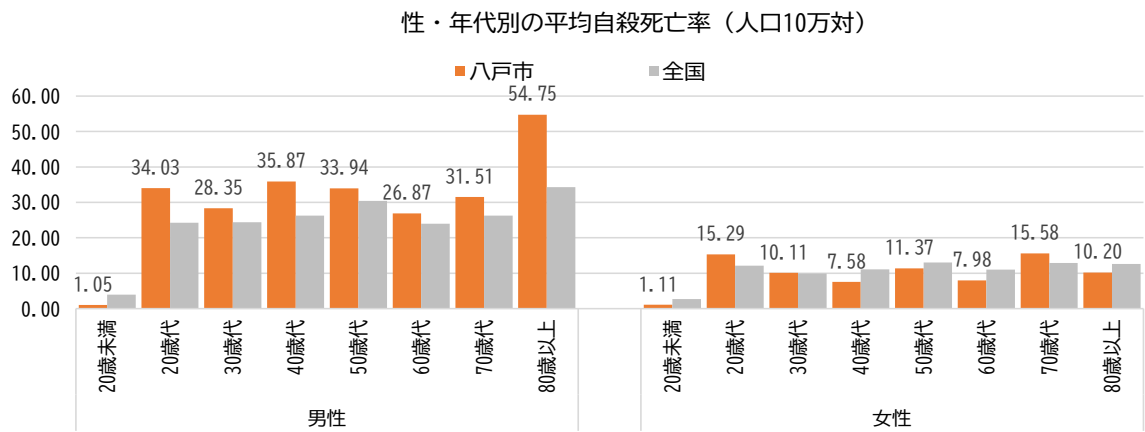


資料：地域自殺実態プロファイル（2023年更新版）より八戸市作成

図表3 性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率（2018～2022年）
 ＜地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）＞



出典：地域自殺実態プロファイル（2023年更新版）



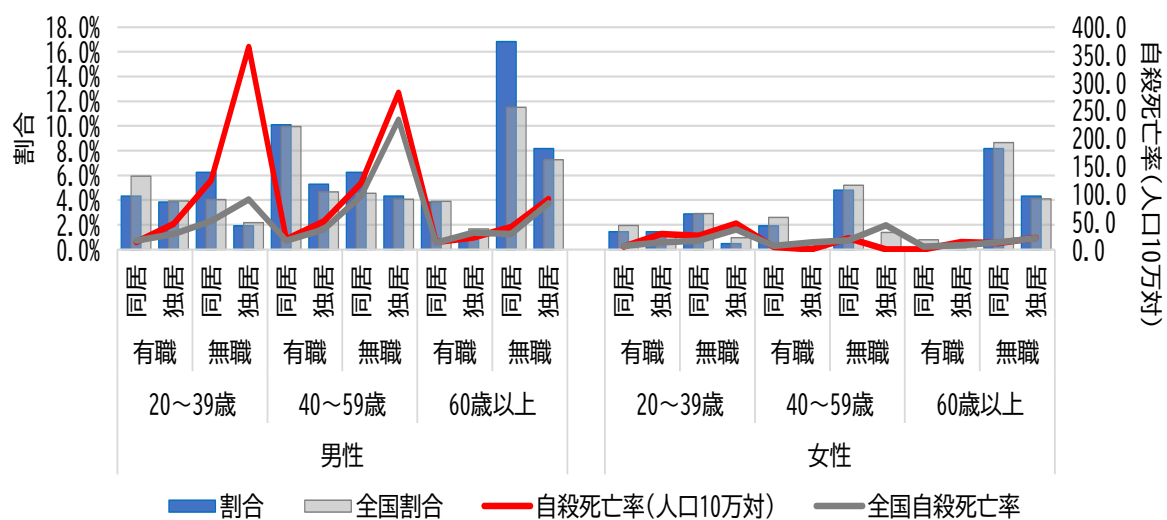
出典：地域自殺実態プロファイル（2023年更新版）

3. 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率

生活状況別(性別・年齢階級(成人3区分)・職業の有無・同居人の有無)の自殺者の割合では、男女とも60歳以上の無職者で、同居人ありが最も高く、自殺死亡率では、男女とも20～39歳の無職者で、同居人なしが最も高くなっています。(図表4)

図表4 地域の自殺の概要(2018～2022年合計)

<個別集計(自殺日・住居地)>

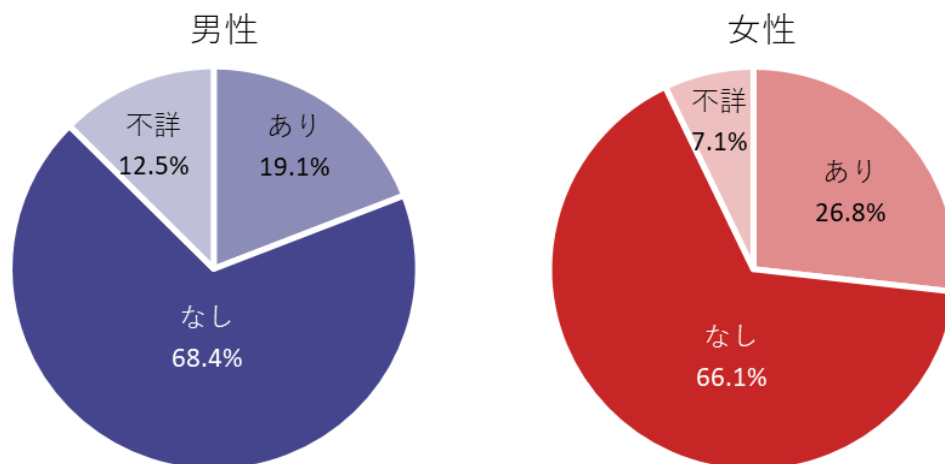


出典：地域自殺実態プロファイル(2023年更新版)

4. 自殺未遂歴の有無

自殺者のうち、過去に自殺未遂歴がある割合は、平成30年から令和4年の合計で、21.2%となっており、性別では男性が19.1%、女性が26.8%となっています。（図表5）

図表5 男女別自殺未遂歴の有無＜自殺統計（自殺日・住居地）＞



資料：地域自殺実態プロファイル（2023年更新版）より八戸市作成

5. 高齢者関連（高齢者の自殺の内訳）

60歳以上の自殺者数について、性別・年代・同居人の有無でみると、男性は70～80歳以上の同居人あり、60歳代の同居人なしの割合が全国より高くなっており、女性では70歳代の同居人なしの割合が全国より高くなっています。（図表6）

図表6 60歳以上の自殺者数の内訳（2018～2022年合計）

＜個別集計（自殺日・住居地）＞

同居人の有無		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	11	11	12.4%	12.4%	13.4%	10.0%
	70歳代	17	4	19.1%	4.5%	14.9%	8.4%
	80歳以上	15	4	16.9%	4.5%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	6	1	6.7%	1.1%	8.5%	2.8%
	70歳代	7	6	7.9%	6.7%	9.1%	4.3%
	80歳以上	4	3	4.5%	3.4%	7.0%	4.3%
合計		89		100%		100%	

出典：地域自殺実態プロファイル（2023年更新版）

6. 勤務・経営関連

(1) 有職者の自殺の内訳

有職者における自殺の内訳は、「自営業・家族従業者」が17.1%、「被雇用者・勤め人」が82.9%となっており、「被雇用者・勤め人」の割合が全国より高くなっています。(性別・年齢・同居人の有無の不詳を除く)(図表7)

図表7 有職者の自殺の内訳(2017~2021年合計) <特別集計(自殺日・住居地)>

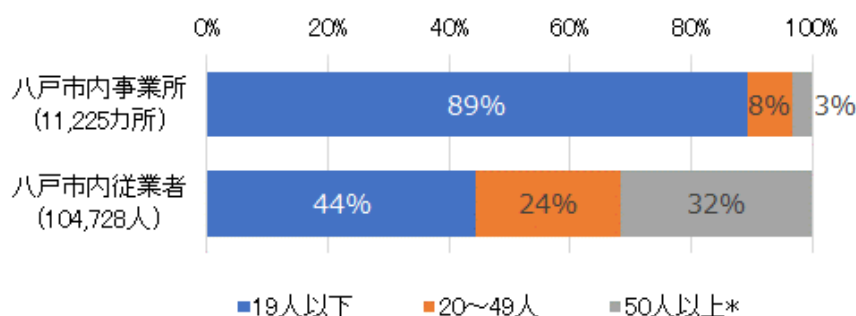
職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	13	17.1%	17.5%
被雇用者・勤め人	63	82.9%	82.5%
合計	76	100.0%	100.0%

出典：地域自殺実態プロファイル(2022年更新版)

(2) 地域の事業所規模別事業所数及び従業者割合

当市の事業所(11,225か所)について、事業所の規模別にみると、従業者19人以下の事業所が全体の89%を占めています。また、当市の従業者の44%が従業者19人以下の事業所に、24%が20~49人の事業所に、32%が50人以上の事業所に勤務しています。(図表8・9)

図表8 地域の事業所規模別事業所/従業者割合



出典：地域自殺実態プロファイル(2022年更新版)

図表9 地域の事業所規模別事業所/従業者数

	総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	11,225	6,438	2,134	1,437	513	333	202	104	64
従業者数	104,728	13,145	14,144	19,293	12,192	12,679	14,185	19,090	-

出典：地域自殺実態プロファイル(2022年更新版)

7. 八戸市の自殺の特徴

生活状況別(性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無)の上位5区分をみると、自殺者に占める割合が最も高いのは「男性・60歳以上・無職・同居人あり」で、上位5区分中、3区分が60歳以上となっています。

また、背景にある主な自殺の危機経路をみると、介護の悩みや死別のほか、失業・配置転換など勤務関係の問題や就職の失敗、ひきこもりといった要因が自殺の背景として考えられます。(図表10)

図表10 地域の主な自殺者の特徴(2018～2022年合計)
<個別集計(自殺日・住居地)>

	上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1	男性60歳以上 無職同居	35人	16.8%	40.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2	男性40～59歳 有職同居	21人	10.1%	18.2	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3	男性60歳以上 無職独居	17人	8.2%	90.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
4	女性60歳以上 無職同居	17人	8.2%	11.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5	男性20～39歳 無職同居	13人	6.3%	124.4	①【30代その他無職】ひきこもり+家 族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→ うつ状態→自殺

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

出典：地域自殺実態プロファイル(2023年更新版)

参考表）生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路（例）

生活状況				背景にある主な危機経路（例）
男性 20～39歳	有職	同居		職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
		独居		①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	無職	同居		①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
		独居		①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職 同居		配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
		独居		配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
	無職	同居		失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居		失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
60歳以上	有職	同居		①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
		独居		配置転換／転職＋死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
	無職	同居		失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
		独居		失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性 20～39歳	有職	同居		離婚の悩み→非正規雇用→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居		① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
	無職	同居		DV等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居		①【30代その他無職】失業→生活苦＋うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗＋うつ状態→自殺
	40～59歳	有職 同居		職場の人間関係＋家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居		職場の人間関係＋身体疾患→うつ状態→自殺
	無職	同居		近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
		独居		夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職 同居		介護疲れ＋家族間の不和→身体疾患＋うつ状態→自殺
		独居		死別・離別＋身体疾患→うつ状態→自殺
	無職	同居		身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
		独居		死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

・背景にある主な自殺の危機経路はライフリンク「自殺実態白書2013」を参考にしている。自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意。

出典：地域自殺実態プロファイル（2023年更新版）

第3章 これまでの自殺対策と課題

1. これまでの取組及び評価

当市では、第1期計画策定以前からこころの健康づくりのための取組を進めており、自殺予防週間及び自殺対策強化月間でのキャンペーンや、自殺予防講演会の開催等により、自殺やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組んできました。

平成28年の自殺対策基本法の改正に伴い、令和元年11月に第1期計画を策定した後は、専門的な知識のある保健師や精神保健福祉士等が、精神疾患や自殺未遂者、自死遺族等の相談支援や見守りを行うなど支援体制の充実を図っているほか、ゲートキーパー研修を開催して自殺対策を支える人材の育成にも取り組んでいます。

また、市長を本部長とする自殺対策推進本部を設置し、全庁横断的な体制のもと、達成状況等について進捗管理を行いながら各事業を推進するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働・その他関係機関・関係団体等で構成する自殺対策ネットワーク会議などにおいて、関係機関相互の情報共有と連携を図りながら、自殺対策に取り組んでいます。

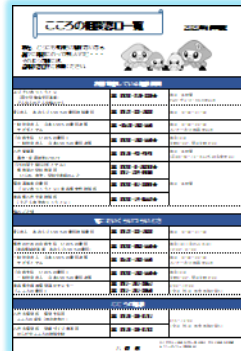
<自殺予防週間及び自殺対策強化月間等による普及啓発>



↑ライトアップによる啓発
(八戸市総合保健センター)



↑懸垂幕による啓発
(八戸市庁舎前)



↑こころの相談窓口一覧



↑パネル展示による普及啓発
(八戸市総合保健センター)



↑図書館による企画展示
(八戸市立図書館)

【精神保健福祉相談状況】

定期相談：精神科医師による相談。月1回開催。

随時相談：保健師や精神保健福祉士による相談。

<実績>（方法別相談延件数）

（単位：件）

区分/ 年度	定期相談	随時相談					計
		訪問	来所	電話	メール	その他	
H29	18	53	51	214	0	222	558
H30	16	87	145	311	0	298	857
R1	28	76	208	532	0	300	1,144
R2	19	55	75	547	0	434	1,130
R3	9	68	42	421	2	375	917
R4	5	29	54	536	0	312	936
R5	15	73	62	548	0	314	1,012
計	110	441	637	3,109	2	2,255	6,554

※その他（ケア会議、連絡調整等）

<実績>（目的別相談延件数）

（単位：件）

区分/ 年度	相談内容																計
	受診・入院	通院・服薬	生活指導等	経済的問題	性格・行動上のこと	患者への接し方	アルコール	薬物	人間関係	施設入所	社会復帰	福祉サービスの利用	ひきこもり	その他	ケア会議・連絡調整等	自殺関連（再掲）	
H29	393	8	34	4	7	18	28	3	8	0	24	8	0	23		9	558
H30	534	42	56	8	7	20	18	3	15	0	14	55	30	39		3	841
R1	434	23	1	11	4	23	50	1	18	10	30	38	6	467		181	1,116
R2	371	22	13	8	3	25	10	0	14	0	59	10	4	157	434	38	1,130
R3	247	18	75	18	7	28	8	3	10	0	4	6	4	114	375	37	917
R4	378	21	10	12	11	18	8	0	13	4	8	12	5	124	312	35	936
R5	277	101	11	13	13	31	11	0	16	4	9	15	33	164	314	35	1,012
計	2,634	235	200	74	52	163	133	10	94	18	148	144	82	1,088	1,435	338	6,510

※H30（16件）、R1（28件）の定期相談を除く

第1期計画に基づく基本施策及び重点施策については、評価指標を設定し、達成状況の点検・評価等を行っています。

直近の数値等による評価は図表11のとおりです。15の評価指標のうち7項目で目標を達成しており、計画の目標である自殺死亡率15.0以下については、令和4年時点では目標達成となっています。

図表11 いのち支える八戸市自殺対策計画の取組・進捗・評価

	目標・施策ごとの評価指標	目標値 R6年度	策定前 現状値 H30年度	実績					暫定評価
				R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	暫定評価 R5年度	
目 標	自殺死亡率	15.0※	21.3※	13.0※	12.6※	22.2※	13.2※	—	—
評 価 指 標	(1) 地域におけるネットワークの強化								
	ネットワーク会議の開催	年1回	—	年3回	年1回	年1回	年1回	年1回	達成
	(2) 自殺対策を支える人材の育成								
	ゲートキーパー養成研修の年間受講者数	50人以上	—	—	30人	226人	—	92人	達成
	(3) 市民への啓発と周知								
	自殺予防講演会での参加者の理解度	100%	—	—	67.7%	87.5%	90.5%	90.9%	未達成
	(4) 生きることの促進要因への支援								
	乳児訪問指導実施率	100%	98.1%	96.9%	96.8%	98.4%	99.1%	99.7%	未達成
	産後うつ傾向の母親の割合	減少	5.1%	6.5%	6.6%	3.9%	4.2%	5.0%	達成
	高齢者の相談の当日対応と支援	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成
	常時救命士運用隊	全救急隊 16隊	6隊	6隊	9隊	9隊	9隊	9隊	未達成
	救急救命士の再教育達成率	100%	97.7%	93.6%	56%	50%	96.7%	95.1%	未達成
	(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育								
	自殺予防に向けた心の教育等に関する庁内関係課での検討・情報共有	年1回	—	—	年1回	年1回	—	年1回	達成
	スクールソーシャルワーカー活用事業におけるケース会議	年220回	年198回	年234回	年121回	年89回	年82回	年135回	未達成
重 点 施 策	(1) 高齢者対策								
	高齢者バス特別乗車証利用者数	15,500人	14,956人	15,216人	14,248人	13,464人	12,699人	17,124人	達成
	シルバー人材センター就業延人数	124,000人	118,172人	117,944人	111,206人	112,480人	113,124人	115,297人	未達成
	【再掲】 高齢者の相談の当日対応と支援	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(達成)
	(2) 生活困窮者対策								
	生活困窮者自立相談支援事業	継続実施	新規434件 延2,009件	新規474件 延1,833件	新規1,168件 延4,119件	新規699件 延3,622件	新規660件 延3,131件	新規496件 延2,286件	達成
	(3) 勤務・経営対策								
	若年者・離職者セミナー受講者の理解度	70.0%	57.0%	69.8%	79.2%	75.0%	55.0%	41.8%	未達成
	無料職業紹介所の職業紹介数	90件	84件	75件	33件	40件	26件	27件	未達成

※自殺死亡率については1月～12月の集計

2. 八戸市における自殺対策の課題

当市の自殺者数及び自殺死亡率は減少傾向にあり、近年は自殺死亡率が全国平均を下回っていましたが、コロナ禍の影響等で令和3年に自殺者数及び自殺死亡率の増加がみられたように、社会情勢の変化等の要因によって増加に転じることも考えられることから、引き続き、取組を進めていく必要があります。（図表1）

性・年代別の自殺者の割合では、男性が7割以上を占めており、特に40～50歳代の男性が最も高く、女性は70歳代の割合が最も高くなっています。（図表2）

全国と比較すると、男性は20歳未満と30歳代以外すべての年代、女性は70歳代が全国より高い割合となっており、性・年代別の平均自殺死亡率では、男性は20歳未満以外すべての年代、女性は20歳代、30歳代及び70歳代が全国より高くなっています。（図表3）

生活状況別でみると、自殺者割合では、男女とも60歳以上の無職者で同居人ありが最も高く、自殺死亡率では、男女とも20～39歳の無職者で同居人なしが最も高くなっています。（図表4）

このため、当市では40～50歳代の働き盛り世代や高齢者への対策を推進するとともに、20歳代女性や20～39歳の無職者で同居人なしの自殺死亡率が高いことや、国が令和4年10月に示した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、女性に対する支援や子ども・若者（※）への自殺対策についても取組を進めていく必要があります。

※子ども・若者

当計画では、子ども・若者は6歳から39歳以下としています。

第4章 自殺対策における取組

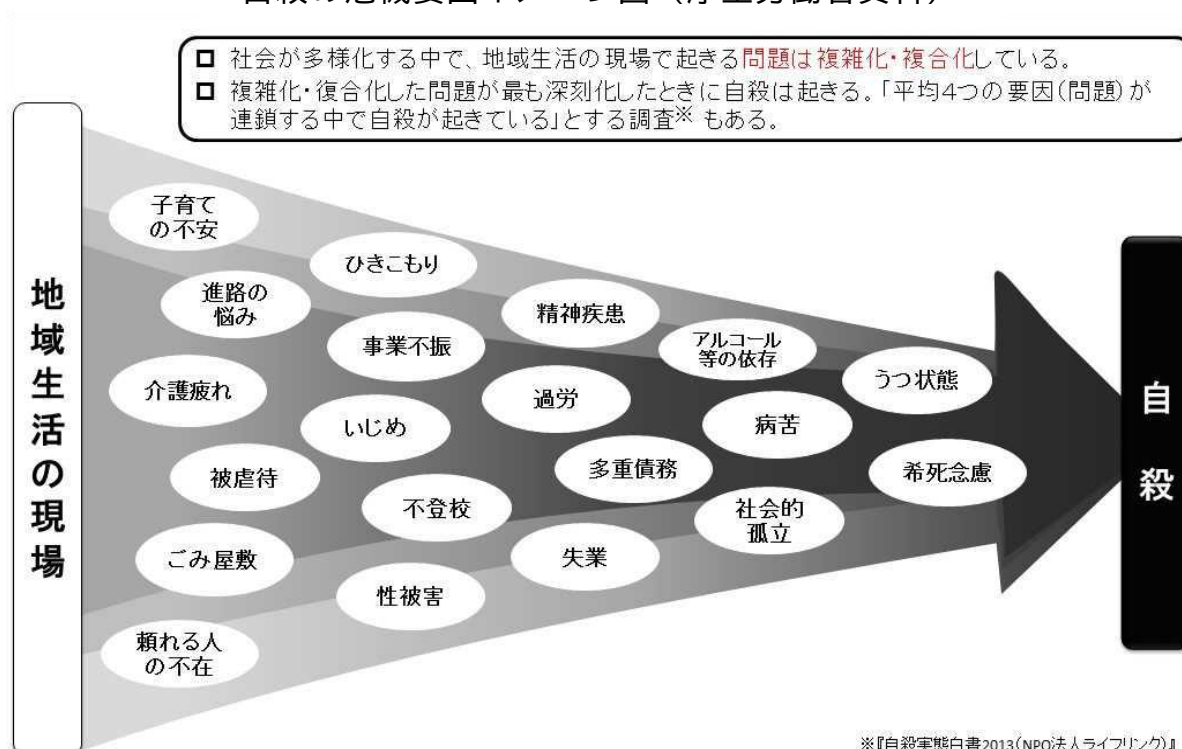
1. 八戸市の自殺対策が目指すもの

自殺対策基本法では、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と定めております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることから、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら「生きることの包括的な支援」として実施していく必要があります。

そのため、当市では、各種施策を連動させて総合的に自殺対策を進めるための全庁横断的な支援体制を構築するとともに、市民一人ひとりがこころの健康づくりの大切さを意識し、個人の問題ではなく社会全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりに向け、各関係機関や団体と連携を図りながら総合的な自殺対策を推進し、「全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない八戸市」を目指します。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 自殺対策の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進します

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると言われていることから、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

また、自殺リスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で生きることの包括的な支援として実施します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の関連施策、個人や組織が密接に連携する必要があります。

様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携の効果を高められるよう総合的に対策に取り組めます。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます

自殺対策は、個人に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携による「地域連携のレベル」、そして支援制度の整備等の「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させながら総合的に推進します。

また、自殺の危険性が低い段階における正しい知識の普及啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「自殺発生の危機対応」、さらに、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」と、それぞれの段階ごとに施策を講じます。

(4) 実践と啓発を両輪として推進します

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求め

ることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

また、各関係機関と連携してゲートキーパーの養成を推進し、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくことのできる市民を一人でも増やし、ＳＯＳを出している人が適切な支援を受けられる地域社会を目指し、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮します

自殺対策基本法第９条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められており、このことを改めて認識し自殺対策に取り組みます。

<参考>

「自死」、「自殺」の使い分けについて

「自死」「自殺」の表現については、自死遺族等や自死遺族等支援に携わる関係者の間でも多様な考えや思いがあります。

「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引（改訂版）」においては、様々な意見がある中で、現段階における使い分け方として、以下のよう示されています。

●法令や医療などに関する用語

自殺（例：自殺対策、自殺未遂）

●身近な人を自死・自殺で亡くした人やこどもなどに関する用語

自死（例：自死遺族等支援）

引用元：「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引（改訂版）」

3. 施策体系

目指す姿 全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない八戸市

基本施策及び重点施策により、地域の特性に応じた実効性の高い取組を実施するとともに、既存事業を「生きる支援」に関連する事業に位置付けることにより、全庁的、総合的に自殺対策を推進します。

基本施策

国の方針（自殺総合対策大綱）を踏まえた自殺対策を推進するための基盤的な取組

- (1) 地域におけるネットワークの強化
 - ①地域におけるネットワークの強化
 - ②特定の問題に関する連携・ネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
 - ①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
 - ②自殺未遂者への支援
 - ③遺された人への支援
- (5) 女性に対する取組
 - ①妊産婦、子育て世代、ひとり親家庭、女性に対する支援の充実
 - ②困難な問題を抱える女性への支援

重点施策

当市の自殺者の特徴を踏まえて重点的に取り組むべき対象者への施策

- (1) 高齢者対策
 - ①高齢者とその支援者に対する情報周知
 - ②自殺リスクの高い高齢者への気づきや適切な支援先へのつなぎ
 - ③高齢者の居場所づくりや介護予防、社会参加の推進
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 勤務・経営対策
- (4) 子ども・若者対策
 - ①児童生徒等の自殺予防に向けたこころの教育等の推進
 - ②自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
 - ③学校における心の健康づくり推進体制の整備
 - ④児童生徒が安心して学べる学校環境づくりの推進
 - ⑤学生・生徒などへの支援の充実
 - ⑥学校、職場での事後対応の促進
 - ⑦支援が必要な子ども・家庭等への支援
 - ⑧若者への支援の充実
 - ⑨ひきこもりへの支援の充実

生きる支援関連施策

基本・重点施策以外の「自殺対策（生きることの包括的な支援）」の取組

4. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。一層のネットワークの強化を図るため、複合的課題を重層的に解決へ導く体制を構築し、包括的な支援体制を図ることが重要です。地域で構築されているネットワーク等との連携を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、商工・労働、その他関連する分野間での連携強化に取り組めます。

① 地域におけるネットワークの強化

	事業・取組	内 容	担当課
1	八戸市自殺対策ネットワーク会議	自殺対策に関わる保健、医療、福祉、教育、商工・労働、警察・消防、民間団体等の連携強化及び情報交換により、当市の自殺対策の推進を図ります。	保健予防課
2	八戸市地域保健医療対策協議会	保健医療関係者、学識経験者等により、自殺対策など地域の保健医療対策の総合的な推進に必要な事項について審議を行うとともに、関係機関・団体との情報共有を図ります。	保健総務課
3	県「孤独・孤立対策プラットフォーム」への参画	県が設置する孤独・孤立対策プラットフォームへ参画し、孤独・孤立対策に取り組む多様な支援機関との連携強化を図り、孤独・孤立対策の取組を推進します。プラットフォーム内の他職種の理解促進や協力関係の構築に向けたワークショップ、資質向上のための講演会等へ参加します。	福祉政策課

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

	事業・取組	内 容	担当課
4	八戸市虐待等防止対策会議	庁内の個別会議（八戸市要保護児童対策地域協議会、八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議及び八戸市いじめ問題対策連絡協議会）における虐待等への対応状況について情報共有し、虐待等の防止に向けた関係機関との連携強化のための取組や関連施策の充実を図ります。	福祉政策課
5	八戸市ひきこもり支援ネットワーク会議 （旧：ひきこもり対策ケース会議）	複雑化するひきこもり支援のため、医療・福祉・民間など多様な分野の関係機関との情報共有と連携強化を図ります。	保健予防課
6	地域包括支援センター運営業務	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市内12の日常生活圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、専門職が、高齢者やその家族等に対し、相談対応、介護認定申請等の援助などの必要な支援を行います。また、地域のネットワークを構築し、安心して生活できる環境を作ります。	高齢福祉課
7	八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会	医療と介護の専門職が出席し、高齢者が、医療と介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、連携における課題とその対応策について検討します。	高齢福祉課

【評価指標】

評価指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和12年度）
八戸市自殺対策ネットワーク会議	年1回	年1回

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺は様々な要因が複雑に関係するため、普段から自殺予防の視点を持ち、自殺の危険を示すサインに気づいて適切な支援につなげることが大切です。そのため、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」の養成など、専門家や関係者のみならず、幅広く自殺対策を支える人材の育成を図ります。

	事業・取組	内 容	担当課
8	ゲートキーパー研修	保健推進員や民生委員・児童委員、一般市民や高齢者に携わる様々な職種等を対象としたゲートキーパーを養成する研修を開催します。	保健予防課
9	心のケア研修講座	市内の小・中学校や幼稚園・保育園等の教員を対象に、子どもたちの自傷行為や自殺等の予防につながる指導や支援等についての研修を実施します。	総合教育センター
10	民生委員・児童委員	地域住民の福祉に関する困りごとの身近な相談相手となり、支援を必要とする人を行政や専門機関へつなぎます。	福祉政策課

【評価指標】

評価指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
ゲートキーパー研修の年間受講者数 (延人数)	92人	100人

(3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることでありますが、危機に直面した人の心情や背景は理解されにくいという現実があります。そうした心情や背景についての理解や、「命や暮らしの危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当である」ということの理解を、様々な機会を通して深める必要があります。

このため、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺対策や精神保健の正しい知識を深めるための普及啓発を行うとともに、相談窓口の周知に継続して取り組みます。

	事業・取組	内 容	担当課
11	自殺予防講演会	自殺予防に関する正しい知識の普及啓発及び地域全体で自殺予防に向けた対策の重要性について理解を深めることを目的に、講演会を開催します。	保健予防課
12	自殺予防に関する啓発普及	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせ、広報等での周知、講演会、パンフレットやグッズの配布等のほか、市ホームページやSNS等を利用し周知します。	保健予防課
13	図書館の企画展示	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせ、自殺予防となるような、心を癒す図書等の展示、貸出しを行います。	図書館
14	相談窓口の周知	「こころの相談窓口一覧」を作成して、身近な相談窓口を周知するとともに、県が作成している「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」を窓口等で配布します。「こころの相談窓口」を市内全戸配布の「わが家の健康カレンダー」に掲載するほか、市ホームページやSNS等を利用し周知します。	保健予防課

15	認知症サポーター養成事業	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座を開催し、講座を修了した認知症サポーターが、認知症と思われる高齢者や家族を見守ります。	高齢福祉課
----	--------------	--	-------

【評価指標】

評価指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
自殺予防講演会の参加者へのアンケートで「地域全体で自殺予防に向けた対策の重要性について理解が深まった」と回答した人の割合	90.9%	100%

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺リスクが高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため、精神的な不調だけでなく、病気や介護、生活困窮、孤独・孤立等の自殺リスクを抱える可能性のある人や自殺未遂者、遺された人への支援に関する取組を推進します。

また、相談支援に当たっては、複合的な悩みを抱えた人が必要な相談窓口につながるよう、関係部署が密接に連携して対応します。

① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

※妊産婦、子育て世代、ひとり親家庭、女性に対する支援は、(5) 女性に対する取組に掲載

	事業・取組	内 容	担当課
16	健康相談	窓口及び電話にて保健師等がからだの病気に関する個別の相談に応じ、支援します。	健康づくり推進課
17	地域医療連携室における各種相談	医療費や社会福祉制度の活用等に関する医療福祉相談や、転院や施設入所、在宅療養をする際の看護及び介護等についての相談、がんに関する相談等について、看護師や医療ソーシャルワーカーが相談に応じ、支援します。	地域医療連携室
18	精神保健福祉相談	精神科医師による相談(月1回)のほか、「こころの健康相談電話」を設置し、精神保健福祉士や保健師による相談(随時)を実施し、こころの病気や不安・悩みを抱える方の相談に応じ、支援します。	保健予防課
19	障がい者虐待相談	障がい福祉課及び市委託相談支援事業所(3事業所)の4箇所からなる八戸市障がい者虐待防止センターで、障がい者の虐待について相談に応じ、支援します。	障がい福祉課

20	成年後見センター事業	年齢や障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できる共生社会を目指して、関係機関と連携及び協働により、成年後見制度等の普及及び相談、その他の権利擁護に資する事業を行います。	高齢福祉課
21	高齢者総合相談	高齢福祉課の窓口及び電話、メールで、虐待やうつを含む高齢者等からのさまざまな相談に応じ、支援します。	高齢福祉課
22	介護相談	介護保険に関する相談について、窓口・電話等により随時対応し、支援します。	介護保険課
23	市民生活相談	弁護士による法律相談等専門家による専門相談及び職員による日常生活の中の困りごとや心配ごとの一般相談を通じて、市民が抱える様々な問題の相談に応じ、適切な助言により市民生活の向上を図ります。	くらし交通安全課
24	消費生活相談、啓発活動	八戸市消費生活センターに寄せられる相談への対応や啓発活動（若年者向け出前講座、コミュニティラジオ放送局BeFMでの消費者トラブル事例の紹介）、消費者講座、ほっとスルメールでの特殊詐欺等に関する注意喚起等を行います。	くらし交通安全課
25	重層的支援体制整備事業	分野別の相談支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制を整備します。	福祉政策課

② 自殺未遂者への支援

	事業・取組	内 容	担当課
26	精神保健福祉士等による相談支援	自殺未遂者や自殺の不安を抱えた方の悩みについて、電話や訪問等で相談に応じ、医療・介護・福祉等の必要な支援につなげます。	保健予防課
27	八戸・上十三地域メディカルコントロール協議会事例検討会	医師の事後検証を受けた搬送事例を検討会で発表（自殺企図を含む）し、医師から直接フィードバックを受けることにより、救急活動の適正化及び救命率の向上を目指します。	消防本部 指令救急課
28	救急救命士及び救急有資格者の養成・研修	精神科領域及び自殺に関する講義を含む研修の受講による救急救命士及び救急資格者の新規養成、並びに救急救命士再教育を推進することで自殺企図による救急要請への対応力向上を図ります。	消防本部 指令救急課

③ 遺された人への支援

	事業・取組	内 容	担当課
29	「自死遺族のつどい」の周知	青森県立精神保健福祉センターが主催し、市内で年2回開催される「自死遺族のつどい」について、市広報への掲載や窓口での配布等により市民への周知を図ります。	保健予防課
30	リーフレットの配布	青森県立精神保健福祉センター作成の「大切な方を亡くされたあなたへ（自死遺族の方へ）」を配布します。	保健予防課

【評価指標】

評価指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
精神保健福祉相談	相談件数 1,012件	継続実施
精神保健福祉士等による自殺未遂者 等への相談対応	相談件数 35件	継続実施
高齢者総合相談	相談件数 2,063件	継続実施
①常時救急救命士運用救急隊数 ②救急救命士の再教育の達成率	①管轄する救急隊全 16隊中9隊が常時 救命士運用隊 ②救急救命士再教育 達成率 95.1%	①全救急隊 ②100%

(5) 女性に対する取組

女性の社会進出が進んできた一方で、妊娠・出産・育児に伴う身体的・心理的負担、コロナ禍により顕在化した貧困や孤独・孤立問題、配偶者等からの暴力や性暴力・性犯罪被害等、困難な問題に直面している女性がいます。

こうした問題に対しては、様々な視点により新たな支援体制の強化が図られているところですが、必要な支援が行きわたるよう一層取組を推進します。

① 妊産婦、子育て世代、ひとり親家庭、女性に対する支援の充実

	事業・取組	内 容	担当課
31	こども家庭センター事業	①児童福祉機能(旧：子ども家庭総合支援拠点)として、こどもとその家族及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行い、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図ります。 ②母子保健機能(旧：子育て世代包括支援センター)として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行います。 ①と②との両機能の連携・協働を深め、一体的に包括的な相談支援体制として実施します。	こども家庭相談室 すくすく親子健康課
32	妊婦等包括相談支援事業	安心して出産・育児ができるよう、妊娠届出時の面談をはじめとした、妊娠中からの継続的な情報提供や相談による伴走型相談支援を行います。	すくすく親子健康課
33	産後ケア事業	産後1年未満までの産婦と乳児に対し、産後の心身の不調や育児の心配がある方、家族からの支援が得られにくい方などに、委託している市内の医療機関等において通所及び宿泊型のサービスを提供します。	すくすく親子健康課

34	産前・産後サポート事業	妊娠8か月頃の妊婦に対し、安心して妊娠期を過ごし子育てできるよう電話や面談による相談支援を行います。妊産婦交流会を月1回開催し、育児不安や孤立感の解消を図れるよう交流を通し仲間づくり、相談支援を行い、安心して子育てできるようにサポートします。	すくすく 親子健康課
35	母子訪問指導事業	妊産婦及び乳幼児のいる家庭に保健師等が訪問し、育児相談・情報提供を行い、保護者の不安の解消を図るための支援を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス利用等に結びつけます。また赤ちゃん訪問時には全産婦に対し、エジンバラ産後うつ病質問票を実施し、産後の心身の状態を早期に把握し、医療機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。	すくすく 親子健康課
36	子育てサロン支援事業	孤立した子育て環境とならないよう、地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場として開催される子育てサロンの運営を支援し地域の子育てを支えます。	こども未来課
37	教育相談	教育相談員、専門指導員等による電話相談や来所相談を行います。園及び学校支援によって幼児児童生徒への適切な環境整備・支援を目指した巡回相談や訪問相談を行います。	こども支援センター

38	性と健康の相談センター事業	プレコンセプションケアを含め、男女問わず、思春期、妊娠、性や生殖に関する相談に対応し健康支援を行うほか、講演会を開催します。	すくすく 親子健康課
39	女性相談	来所相談や電話相談を通じて、困難な問題を抱える女性への助言・問題解決等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行います。	こども家庭 相談室
40	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭を対象とした、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進等給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。	こども家庭 相談室
41	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等を対象に、就業相談や就業支援講習会、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、弁護士による法律相談を実施します。	こども家庭 相談室
42	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその児童を入所させ、保護・自立の促進のために生活を支援します。	こども家庭 相談室
43	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の父母が、自立のための修学、疾病等により、生活援助及び保育サービスが必要な場合や生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣します。	こども家庭 相談室

② 困難な問題を抱える女性への支援

	事業・取組	内 容	担当課
39	女性相談【再掲】	来所相談や電話相談を通じて、困難な問題を抱える女性への助言・問題解決等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行います。	こども家庭相談室
44	児童虐待・DV防止推進月間における防止の呼びかけと相談、通告先の周知	児童虐待・DV防止推進月間にあわせ、年1回PRイベントを実施します。また、子育て支援課窓口にて、児童虐待及びDV被害相談、通告先を記したポケットティッシュの配布を行い、児童虐待・DV防止の呼びかけと相談、通告先の周知を行います。	こども家庭相談室
45	配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV相談に対する助言・問題解決等の支援を行います。また関係機関との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行います。	こども家庭相談室

【評価指標】

評価指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
こども家庭センター事業	①児童相談件数 335件 ②母子健康相談件数 972件	継続実施
①乳児訪問指導実施率 ②産後うつ傾向の母親の割合	①99.7% ②5.0%	①100% ②減少
女性相談	相談件数 961件	継続実施

5. 重点施策

当市では、自殺者の7割以上を男性が占め、特に40～50歳代の働き盛り世代の男性の割合が最も高く、また、生活状況別の自殺者数上位5区分のうち3区分を60歳以上が占めるほか、自殺死亡率では、男女とも20～39歳の無職者で同居人なしが最も高くなっている状況にあり、第1期計画に引き続き、高齢者、生活困窮者、勤務・経営に関わる取組が重要となっています。

また、全国的に小中高生の自殺者が増加している傾向にある中、当市では20歳未満の自殺者数は少ない状況にありますが、男女ともに20～30歳代の平均自殺死亡率が全国よりも高くなっており、若年層に対する支援も必要です。

このため、「高齢者対策」、「生活困窮者対策」、「勤務・経営対策」、「子ども・若者対策」を重点施策として位置付け、自殺対策を推進していきます。

(1) 高齢者対策

高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下や慢性疾患などの身体的問題、環境変化等がきっかけで、閉じこもりや抑うつ状態に陥りやすいといった特有の課題があり、これら多様な背景等に対応した支援、働きかけが必要です。

こうしたことから、当市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、専門職が必要な支援を行う拠点として委託型地域包括支援センターの設置などを行ってきたところであり、今後とも、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体等の支援等を適切に活用し、高齢者やその支援者に対する支援情報の周知、自殺リスクの高い高齢者への気づきや適切な支援先へのつなぎ、高齢者の孤独・孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加の推進など、包括的な支援に取り組みます。

① 高齢者とその支援者に対する情報周知

	事業・取組	内 容	担当課
46	地域ケア会議	地域包括ケアシステムを実現するため、医療・介護の多職種や地域の関係者が集まり、高齢者個人に対する支援の充実を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域の共通課題を関係者で共有し、解決を図ることを目的とした「圏域ケア推進会議」、社会基盤の整備の推進を目的とした「地域ケア推進会議」を開催します。	高齢福祉課

6	地域包括支援センター 運營業務【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市内12の日常生活圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、専門職が、高齢者やその家族等に対し、相談対応、介護認定申請等の援助などの必要な支援を行います。また、地域のネットワークを構築し、安心して生活できる環境を作ります。	高齢福祉課
7	八戸市医療と介護の 多職種連携意見交換会 【再掲】	医療と介護の専門職が出席し、高齢者が、医療と介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、連携における課題とその対応策について検討します。	高齢福祉課
47	家族介護教室の開催	家族を介護している方や介護に関心がある方を対象に、在宅介護に関する知識や技術を提供し、介護負担の軽減及び介護者の生活の質の向上を目的とした教室を開催します。	高齢福祉課

② 自殺リスクの高い高齢者への気づきや適切な支援先へのつなぎ

	事業・取組	内 容	担当課
15	認知症サポーター養成 事業【再掲】	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座を開催し、講座を修了した認知症サポーターが、認知症と思われる高齢者や家族を見守ります。	高齢福祉課
20	成年後見センター事業 【再掲】	年齢や障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できる共生社会を目指して、関係機関と連携及び協働により、成年後見制度等の普及及び相談、その他の権利擁護に資する事業を行います。	高齢福祉課

21	高齢者総合相談【再掲】	高齢福祉課の窓口及び電話、メールで、虐待やうつを含む高齢者等からのさまざまな相談に応じ、支援します。	高齢福祉課
22	介護相談【再掲】	介護保険に関する相談について、窓口・電話等により随時対応し、支援します。	介護保険課

③ 高齢者の居場所づくりや介護予防、社会参加の推進

	事業・取組	内 容	担当課
48	老人クラブ育成事業	高齢者の社会参加や生きがい対策を促進し、社会奉仕活動や教養教室、健康増進事業等の活動を通し、互いの親睦と生きがいを高めるため、市内老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に対し活動費の助成を行います。	高齢福祉課
49	鷗盟大学運営事業	高齢者が新しい知識や教養を身につけ広く仲間づくりを行うことにより、生きがいを高め、明るく豊かな生活を送る一助とするため鷗盟大学を開設、運営します。	高齢福祉課
50	高齢者バス特別乗車証支給事業	高齢者の生きがいや社会参加促進を目的とし、市営バス・南部バスの市内乗合バス運行路線を1年間乗車できる特別乗車証を交付します。	高齢福祉課
51	老人福祉センター及び老人いきいの家運営事業	高齢者を対象に、健康づくり・仲間づくり・趣味活動等の場を提供し、高齢者の生活や健康に関する各種相談に応じ、支援します。	高齢福祉課 (指定管理者が管理運営)

52	介護予防普及啓発事業	介護予防に関する情報を高齢者に提供することにより、介護予防について考えるきっかけを作ります。	高齢福祉課
53	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の介護予防及び生活支援を目的として、その心身や置かれているその他の状況に応じて、訪問型及び通所型サービス等の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。	高齢福祉課
54	八戸市シルバー人材センター補助金	高齢者に就業機会を提供し、生きがいの充実や福祉の増進に寄与するシルバー人材センターの安定運営を図るため、補助金を交付します。	産業労政課

【評価指標】

評価指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
認知症サポーター養成数(延人数)	年間588人	年間800人
高齢者総合相談【再掲】	相談件数 2,063件	継続実施
八戸市シルバー人材センター補助金事業	就業延人数 115,297人	継続実施

(2) 生活困窮者対策

複合的な問題を内包する生活困窮者の中には、自殺リスクを抱えている人が少なくありません。このため、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に基づく取組などと連携し、包括的な支援に取り組めます。

	事業・取組	内 容	担当課
55	債務整理資金・生活再建貸付事業	多重債務等で困窮する市民が、債務整理や生活再建のための貸し付けが消費者信用生活協同組合より受けられるよう、預託金を拠出することにより、生活困窮者の支援に努めます。	くらし交通安全課
56	八戸市生活困窮者自立相談支援事業	「八戸市生活自立相談支援センター」を開設し、生活困窮者からの相談を広く受け止め、健康、障がい、仕事、家族関係など多様で複合的な課題を分析し、その解決に向けた専門機関への適切なつなぎや個々の状態に合わせた自立支援計画を作成し、支援します。	生活福祉課
57	住居確保給付金	離職や自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれの高い方に、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居と就労機会の確保を支援します。 また、家賃が低廉な住宅への転居費用を支給し、家計全体の改善に資する転居を支援します。	生活福祉課

58	八戸市生活困窮者等学習支援事業	生活困窮世帯の中学校から高等学校までの生徒に対し、特定の場所を確保した拠点型の学習指導を行います。 また、拠点型の支援に参加する生徒とその保護者への、学校生活や進路等に関する相談支援を通じて生徒（世帯）の状況を把握し、必要に応じて訪問型・通信型の学習支援を行います。	生活福祉課
59	八戸市生活保護受給者等就労準備支援事業	就労意欲が低い、生活習慣の改善が必要等の課題を抱え、直ちに就労することが困難な生活困窮者を対象に、就労に向けた支援や就労機会を提供します。	生活福祉課
60	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、寡婦に対して福祉資金を貸付します。	こども家庭相談室
61	就学援助、特別支援教育就学奨励費支給事業	（就学援助）経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助費を支給します。 （奨励費）特別支援学級などに就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費などの一部を支給します。	学校教育課

【評価指標】

評価指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
八戸市生活困窮者自立相談支援事業	新規相談件数 496件 延べ相談件数 2,286件	継続実施

(3) 勤務・経営対策

当市では、働き盛りの男性の自殺者が多く、また、被雇用者・勤め人の自殺者数の割合が全国と比較すると高くなっています。市内の事業所数の89%、従業者数の44%が従業者数19人以下の事業所であることを踏まえ、小規模事業者の経営安定化や若手社員の定着率向上に向けた施策を進めるとともに、働き方改革やメンタルヘルスなど職場環境の改善に関する取組を周知するなど、関係機関との連携を図り自殺対策を推進します。

	事業・取組	内 容	担当課
62	中小企業特別保証制度	主に資金調達の困難な小規模事業者を対象とした小口特別保証制度をはじめ、災害や売上高等の減少により経営の安定に支障を来している事業者等が融資を受ける場合、信用保証料を補助します。	商工課
63	若年者・離職者対策事業	新入社員および若手社員の方を対象に、職場定着率の向上や離職防止を目的としたセミナーを開催します。	産業労政課
64	八戸市無料職業紹介事業	八戸市無料職業紹介所において就職を希望する市民を対象に職業紹介を行います。	産業労政課
65	労働環境改善普及・啓発活動	労働に関する相談窓口の紹介や、働き方改革をはじめとした関係機関の職場環境改善の取組について、広報、ホームページ、チラシ・ポスター設置等により周知します。	産業労政課

【評価指標】

評価指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
職場定着率の向上や離職防止を目的としたセミナーの受講者アンケートで「良く理解できた」「ある程度理解できた」と回答した割合	100%	100%
八戸市無料職業紹介事業	職業紹介数 27件	継続実施

(4) 子ども・若者対策

児童生徒等の自殺予防に向けたところの教育等を推進するため、児童生徒等がいのちの大切さを学び、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、一人で問題を抱え込まず他者に支援を求めることができるよう、環境整備等に取り組みます。

子ども・若者は、いじめやひきこもり、不登校、性の悩み、発達障がい、虐待等、相互に影響し合う様々な問題が複雑に絡み合いながら孤独・孤立感を深める場合が多く、関係分野が連携して多角的かつ継続的に対策を行うことが不可欠です。このため、相談支援体制の構築と、ライフステージに応じた自殺予防に資する教育の実施、若者の特性に応じたSNS等のメディアを活用した支援の充実を図ります。

① 児童生徒等の自殺予防に向けたところの教育等の推進

	事業・取組	内 容	担当課
66	自殺予防に向けた心の教育等の推進	道徳や保健体育等の授業を通して、児童生徒が困難な事態や強い心理的負担を受けた時などの対処の仕方を身に付けるための教育について、内容の充実を図ります。	教育指導課 総合教育センター
67	いじめ防止対策事業	八戸市いじめ防止基本方針に基づき、啓発活動やいじめ防止対策組織の設置等により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行います。 また、啓発活動の一環として、「いじめの問題等に関する対話集会」の開催により、子どもたちが、いじめの問題について主体的に考え、問題解決に取り組もうとする心を育みます。	教育指導課
68	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置・派遣し、児童生徒をめぐる様々な問題の解決・改善を図るための支援を行います。	教育指導課

9	心のケア研修講座 【再掲】	市内の小・中学校や幼稚園・保育園等の教員を対象に、子どもたちの自傷行為や自殺等の予防につながる指導や支援等についての研修を実施します。	総合教育センター
69	青少年（中・高生）の地域活動事業	ボランティア活動を通して、地域社会の一員としての自覚と関心を深めていくとともに健全な仲間づくりを進めます。	教育指導課

② 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

	事業・取組	内 容	担当課
11	自殺予防講演会【再掲】	自殺予防に関する正しい知識の普及啓発及び地域全体で自殺予防に向けた対策の重要性について理解を深めることを目的に、講演会を開催します。	保健予防課

③ 学校における心の健康づくり推進体制の整備

	事業・取組	内 容	担当課
70	青少年対策事業	市内小・中学校の児童生徒に対し、命の大切さを学び、もって自殺予防につなげる研修会の開催を促進し同研修会へ講師派遣等を行います。	教育指導課

④ 児童生徒が安心して学べる学校環境づくりの推進

	事業・取組	内 容	担当課
67	いじめ防止対策事業 【再掲】	八戸市いじめ防止基本方針に基づき、啓発活動やいじめ防止対策組織の設置等により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行います。また、啓発活動の一環として、「いじめの問題等に関する対話集会」の開催により、子どもたちが、いじめの問題について主体的に考え、問題解決に取り組もうとする心を育みます。	教育指導課

68	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置・派遣し、児童生徒をめぐる様々な問題の解決・改善を図るための支援を行います。	教育指導課
71	適応指導教室	様々な原因により不登校状態が継続している児童生徒に対し、適応指導教室指導員による学習支援や小集団活動、相談活動を通して学校復帰を含む社会的自立を支援します。併せて、教育相談員による本人・保護者への不登校に関する相談も行います。	こども支援センター
72	特別支援教育推進事業	小・中学校からの依頼に対する主任指導主事等及び特別支援教育アドバイザー、専門指導員による巡回相談を実施し、支援方法や支援体制に関わる指導助言を行います。幼稚園・保育所・認定こども園からの依頼に対する幼児教育アドバイザー及び幼児相談員による巡回相談を実施し、支援方法や支援体制に関わる指導助言を行います。 また、子育てや子どもの発達、就学に関わる保護者の相談に対応します。併せて、ことばの発達等に心配のある幼児の保護者等に、適切な対応方法等について助言を行います。	こども支援センター

⑤ 学生・生徒などへの支援の充実

	事業・取組	内 容	担当課
18	精神保健福祉相談【再掲】	精神科医師による相談（月１回）のほか、「こころの健康相談電話」を設置し、精神保健福祉士や保健師による相談（随時）を実施し、こころの病気や不安・悩みを抱える方の相談に応じ、支援します。	保健予防課

73	八戸市奨学金	経済的な理由により修学が困難な市出身の優秀な学生・生徒に対し、就学に必要な資金を貸与又は給付します。	学校教育課
74	少年相談センター運営事業	教育指導課の指導員による街頭指導や少年相談員による相談を行います。	教育指導課

⑥ 学校、職場での事後対応の促進

	事業・取組	内 容	担当課
18	精神保健福祉相談 【再掲】	精神科医師による相談（月１回）のほか、「こころの健康相談電話」を設置し、精神保健福祉士や保健師による相談（随時）を実施し、こころの病気や不安・悩みを抱える方の相談に応じ、支援します。	保健予防課

⑦ 支援が必要な子ども・家庭等への支援

	事業・取組	内 容	担当課
31	こども家庭センター事業【再掲】	①児童福祉機能(旧：子ども家庭総合支援拠点)として、こどもとその家族及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行い、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図ります。 ②母子保健機能(旧：子育て世代包括支援センター)として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行います。 ①と②との両機能の連携・協働を深め、一体的に包括的な相談支援体制として実施します。	こども家庭相談室 すくすく親子健康課

⑧ 若者への支援の充実

	事業・取組	内 容	担当課
63	若年者・離職者対策事業【再掲】	新入社員および若手社員の方を対象に、職場定着率の向上や離職防止を目的としたセミナーを開催します。	産業労政課
75	国民年金の各種届出・申請等の受理・審査	国民年金の資格取得・喪失届出や裁定請求書の受理・審査、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の申請の受理・審査を行います。経済的な理由で保険料が納められない場合は、所得や年齢等に応じて納付の免除または猶予を申請することができます。	国保年金課
18	精神保健福祉相談【再掲】	精神科医師による相談（月１回）のほか、「こころの健康相談電話」を設置し、精神保健福祉士や保健師による相談（随時）を実施し、こころの病気や不安・悩みを抱える方の相談に応じ、支援します。	保健予防課
14	相談窓口の周知【再掲】	「こころの相談窓口一覧」を作成して、身近な相談窓口を周知するとともに、県が作成している「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」を窓口等で配布します。「こころの相談窓口」を市内全戸配布の「わが家の健康カレンダー」に掲載するほか、市ホームページやSNS等を利用し周知します。	保健予防課

⑨ ひきこもりへの支援の充実

	事業・取組	内 容	担当課
5	八戸市ひきこもり支援ネットワーク会議 （旧：ひきこもり対策ケース会議）【再掲】	複雑化するひきこもり支援のため、医療・福祉・民間など多様な分野の関係機関との情報共有と連携強化を図ります。	保健予防課

18	精神保健福祉相談 【再掲】	精神科医師による相談（月１回）のほか、「こころの健康相談電話」を設置し、精神保健福祉士や保健師による相談（随時）を実施し、こころの病気や不安・悩みを抱える方の相談に応じ、支援します。	保健予防課
76	ひきこもりに関する 講演会	ひきこもりについての理解や対応、相談先等についての講演会を開催します。	保健予防課

【評価指標】

評価指標	現状値 （令和５年度）	目標値 （令和12年度）
小・中学校における自殺予防に向けた心の教育等の実施率	100%	100%
小・中学校のスクールソーシャルワーカーの配置率	100%	100%

6. 生きる支援関連施策

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要であることから、市が実施している様々な事業の中から、「生きる支援」に関連のある事業・取組を「生きる支援関連施策」として位置づけました。

それぞれの事業には、基本施策・重点施策との関連を付しており、自殺対策の視点を盛り込みながら取り組んでいきます。

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連								
				ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる ことの 促進要 因	女性	高齢 者	生活 困窮 者	勤務 ・経 営	子ど も・ 若 者
1	県外避難者の受入	青森県と締結した「東北地方太平洋沖地震の県外被災者支援のための応援要請に関する協定書」に基づき、県外避難者の支援及び情報提供を行います。	災害対策課				●					
2	市民活動サポートセンターの管理運営	市民の自主的・自発的な活動を支援し、多様な社会活動への参加を促進し、民主体のまちづくりをすすめるため、助成金等の情報収集・提供、活動団体等の交流・ネットワークづくり等といった機能をもつ市民活動サポートセンターを設置、管理運営します。	市民連携推進課（指定管理者が管理運営）	●	●		●					
3	連合町内会連絡協議会連携事業	連合町内会連絡協議会と市が連携し、市内全連合町内会長による情報交換会、地域リーダー応援講座等を開催し、地域振興を図ります。	市民連携推進課	●	●	●	●					
4	L G B T等理解促進事業	いわゆるL G B Tなどの性的マイノリティについて、市民や職員を対象とした研修会等の開催、市民向けリーフレットの配布等を通じて、性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図ります。	市民連携推進課			●	●					●

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連								
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	女性	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
5	徴収の緩和制度としての納税相談	滞納者から納税について相談を受けた際、必要に応じて生活福祉課や消費生活センターなどの関係課に案内します。	収納課				●			●		
6	老人ホーム入所措置事業	在宅で生活を送るのが困難な環境で、経済的に困っている高齢者を対象に、養護老人ホームへの入所手続きをとります。	高齢福祉課				●		●	●		
7	緊急通報装置貸与事業	健康に不安のあるひとり暮らしの高齢者等に、緊急時に対応するための連絡装置を貸与します。	高齢福祉課				●		●			
8	高齢者虐待防止研修会	市民又は専門職を対象に、高齢者虐待の防止に関する研修会を開催します。	高齢福祉課		●	●	●		●			
9	高齢者生きがいと健康づくり推進事業	三世代交流事業として、昔っ子遊び、もちつき会、しめ飾り作り等を開催します。高齢者の生きがいと健康づくりを目的としたニュースポーツ講座、シニアいきいき講座を開催する。引きこもりがちの高齢者を対象として、ほっとサロンを開催するほか、サロンリーダー養成研修会を開催します。	高齢福祉課						●			
10	シニアはつらっポイント事業	高齢者が市から指定された介護施設等で行ったボランティア活動に対し、商品券等との交換や寄附ができるポイントを付与します。	高齢福祉課						●			
11	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給	心身に重度の障がいがあり、常時特別な介護が必要な在宅の障がい者（児）や心身に中度以上の障がいのある障がい児の保護者に手当を支給します。	障がい福祉課				●		●			●

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連									
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	女性	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	
12	障がい者福祉合同研修会開催事業（八戸圏域連携中枢都市圏連携事業）	住民、福祉サービス事業者関係者及び行政職員等を対象に、障がい者福祉に関する講演会等を開催します。	障がい福祉課	●	●	●	●						
13	障害者差別解消法の啓発	啓発用パンフレットの配布や広報はちのへ、各種研修会等で、障害者差別解消法についての啓発を行います。	障がい福祉課			●							
14	手話奉仕員養成事業	手話奉仕員養成講座を八戸市ろうあ協会に委託して実施します。	障がい福祉課		●		●						
15	手話通訳者養成研修事業	手話通訳者養成講座を八戸市ろうあ協会に委託して実施します。	障がい福祉課		●		●						
16	手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	聴覚障がい者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	障がい福祉課				●						
17	日中一時支援事業	在宅障がい者（児）の介護家族が、急病や冠婚葬祭、休息等により介護ができなくなった場合や障がい児の放課後に、一時預かりを行います。	障がい福祉課					●					
18	八戸市身体障害者更生館の管理運営	障がいのある方やその家族等に対し、相談支援、社会生活訓練、レクリエーション活動等を実施します。	障がい福祉課（指定管理者が管理運営）	●			●						

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連									
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	女性	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	
19	八戸市障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）、発達障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図ります。	障がい福祉課				●	●					●
20	身体障害者及び知的障害者相談員	障がいのある方やその家族等からの相談に応じ必要な助言、指導を行います。	障がい福祉課				●						
21	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所・幼稚園・認定こども園等で一時的に預かります。	こども未来課					●					
22	子育てつどいの広場事業	地域の子育て支援の拠点施設である「こどもはっち」の開設により、子育て親子が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図りながら、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行い、子育ての孤立感や負担感の緩和を図ります。	こども未来課	●		●		●					
23	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課					●					●
24	八戸市ファミリーサポートセンター事業	地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備します。	子育て支援課	●				●					●

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連								
				ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる ことの 促進要 因	女性	高齢 者	生活 困窮 者	勤務・ 経営	子ども・ 若者
25	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に、適切な遊び及び生活の場を提供し健全な育成を図ります。	子育て支援課					●				●
26	子ども食堂支援事業	子ども食堂等運営団体に対し、持続可能な活動ができるよう支援を行います。	子育て支援課					●	●	●		●
27	子育て情報整備事業	子育て情報の周知及び充実を図るため、LINEでの配信及び子育てアプリの運用を行います。	子育て支援課			●		●				●
28	八戸市健康フェスタ開催事業	市民への健康に関する意識啓発を目的として、市民フォーラムや各種検査の簡易測定、健康相談などを行います。	健康づくり推進課			●	●					
29	第三次八戸市健康増進計画の推進	「すべての市民が健やかで、生き生きと暮らせるまち」を目指し、健康増進計画の推進及び進捗管理をします。 生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向け、様々な機会や媒体を通じて普及啓発に取り組みます。	健康づくり推進課			●	●					
30	わが家の健康カレンダーを活用した保健事業等の周知	医療・保健・福祉事業や各種相談先等について掲載し、全戸配布します。	健康づくり推進課			●	●					
31	健康講座	八戸市総合保健センターや地区公民館で、生活習慣病予防に関する講座を開催します。	健康づくり推進課			●	●					

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連								
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	女性	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
32	八戸市食生活改善推進員協議会	食を通じた健康づくりのボランティアである食生活改善推進員の活動を支援します。	健康づくり推進課		●	●	●					
33	家庭訪問	特定健診で保健指導が必要な方や心身の健康面等で不安や問題を抱えている方を対象に、保健師等が訪問します。	健康づくり推進課			●	●			●		
34	保健推進員	健康に関する知識を身につけ、地域の健康増進のための情報を提供するなどし、支援が必要な人や気になる人を保健師につなぎます。	健康づくり推進課		●	●	●					
35	母子健康診査事業	妊産婦及び乳幼児の疾病や発育の遅れを早期発見・早期治療につなげるため、妊産婦及び乳幼児の健康診査等を行います。	すくすく親子健康課					●				●
36	乳幼児健康相談	乳幼児が心身共に健やかに育つように保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう乳幼児の健康相談・発達相談を行い支援します。	すくすく親子健康課					●				●
37	母子健康教育	妊産婦及び乳児の保護者が安心して子育てができるように両親学級や離乳食教室を開催します。 また、保健師等を派遣する「子育て出前講座」で、子どもの健康や子育て等に関する普及啓発を行います。	すくすく親子健康課			●	●	●				●

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連								
				ネット ワーク	人材 育成	普及 啓発	生きる ことの 促進要 因	女性	高齢 者	生活 困窮 者	勤務 ・経 営	子ど も・ 若者
38	小児慢性特定 疾病事業	小児慢性特定疾病医療費支給事業として医療費の助成をするほか通院（交通）費の助成を行います。また、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として個別相談のほか、講演会や交流会を開催します。	すくすく親 子健康課			●	●			●		●
39	八戸市H I V 等検査・相談 事業	エイズや性感染症に関する相談・検査を行います。	保健予防課				●					
40	難病患者地域 支援事業	難病に関する医療講演会や個別相談、訪問指導等を行います。	保健予防課			●	●					
41	結核予防事業	結核予防に関する各種事業（結核患者への各種支援、健診、相談等）を行います。	保健予防課				●					
42	国民健康保険 被保険者への 訪問指導事業	重複・頻回・多受診や特定健診の要治療・要生活改善・再検査未受診等の国民健康保険被保険者に対し、適正受診や生活習慣病重症化予防のための訪問指導を行います。	国保年金課				●		●	●		
43	後期高齢者医 療被保険者へ の訪問指導事 業	健診受診後未受診の方や治療中断者、低栄養の方、重複・頻回・多受診の方、健診・医療・介護が長期間確認出来ない後期高齢者医療被保険者を対象に、保健師等が受診勧奨や生活習慣病重症化予防、適正受診や服薬管理のための訪問指導を行います。	国保年金課				●		●	●		

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連								
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	女性	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
44	高額療養費制度	医療費が高額になった時は、申請により所得に応じた自己負担限度額を超えた医療費を高額療養費として支給します。また、医療機関でマイナ受付をすることで、医療費の支払いを自己負担限度額に抑えることができます。(国民健康保険、後期高齢者医療)	国保年金課				●		●	●		
45	消費者アシスト隊員養成事業	見守りネットワーク研修会の開催や、研修会参加者へ消費者トラブル防止のための啓発資料の配付を行います。	くらし交通安全課		●	●	●		●			
46	市営住宅における優先入居	市営住宅の入居者募集時には、高齢者世帯・母子(父子)世帯・多子世帯・障害者世帯等を対象に一定の割合で優先枠を設け、住宅困窮度に応じた入居選考に努めます。	建築住宅課				●		●	●		
47	市営住宅家賃滞納整理対策	滞納者は生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、納付勧奨担当を配置し、減免や分割納付など、個々の事情に応じた無理のない方法での納付を勧めます。	建築住宅課				●			●		
48	下水道使用料滞納整理事務の実施	滞納者から納付について相談を受けた際、必要に応じて生活福祉課・消費生活センターなどの関係課を紹介します。	下水道業務課				●			●		

	事業・取組	内 容	担当課	基本・重点施策との関連									
				ネット ワーク	人 材 育 成	普 及 啓 発	生 き る こ の 促 進 要 因	女 性	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者	
49	愛の一声市民 会議補助金交 付事業	青少年の健全育成を図るため、関係各 機関、団体等と相互に連携を図りなが ら、広く市民の理解と協力を得て、非 行を未然に防止するための市民啓発活 動を展開するとともに、地域ぐるみの 青少年健全育成活動の推進を図りま す。	教育指導課	●		●	●						●
50	公民館講座の 開催	地区公民館において、各種講座を開催 し、多様な生涯学習の機会を提供しま す。	社会教育課				●		●				
51	教育支援事業	就学に関する本人・保護者の相談に応 じるほか、障がいのある又は特別な教 育的支援を必要とする就学予定者、在 学児童生徒の適切な就学及び支援に関 し、一人ひとりの教育的ニーズに応じ た、望ましい学びの場について審議す る八戸市教育支援委員会を開催し、審 議内容をもとに適切な指導・助言を行 います。	こども支援 センター										●

第5章 自殺対策計画の推進体制

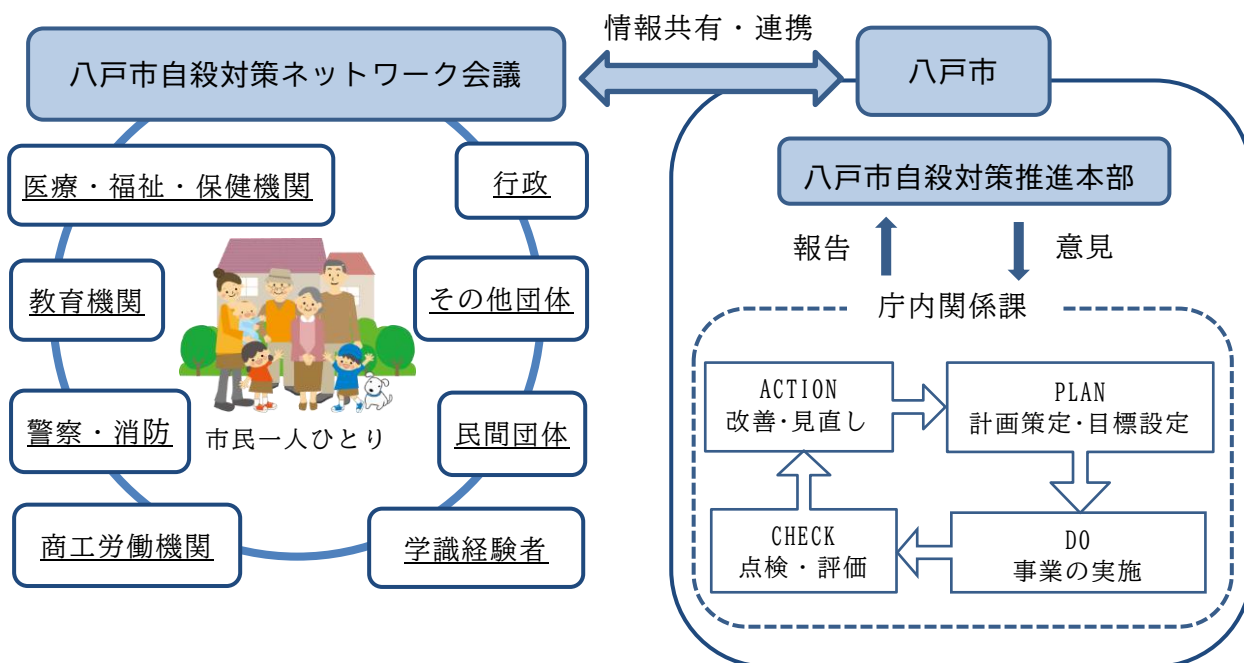
1. 推進体制

自殺対策を推進するため、「八戸市自殺対策推進本部」を設置し、全庁的な取組として自殺対策を総合的かつ円滑に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「八戸市自殺対策ネットワーク会議」において、地域の自殺対策に関する情報の共有・交換を行いながら、様々な分野間の連携強化を図り、地域全体で自殺対策への取組を推進します。

2. 進捗管理

本計画では、基本施策と重点施策の全ての事業に評価指標を設定しております。個々の事業の達成状況等を踏まえ、「八戸市自殺対策推進本部」において計画の進捗管理を行います。



<資料>

1. 第2期自殺対策計画策定経過

日程	会議等	主な内容
令和6年 7月8日	令和6年度第1回 八戸市自殺対策庁内検討 会議	・第2期計画について ・現行計画の進捗状況について ・自殺の現状と課題及び第2期計 画の基本方向について
7月18日	令和6年度第1回 八戸市自殺対策ネット ワーク会議	・第2期計画について ・現行計画の進捗状況について ・自殺の現状と課題及び第2期計 画の基本方向について
8月7日	令和6年度第1回 八戸市自殺対策推進本部	・第2期計画について ・現行計画の進捗状況について ・自殺の現状と課題及び第2期 計画の基本方向について
11月7日	令和6年度第2回 八戸市自殺対策庁内検討 会議	・第2期計画素案について
11月13日	令和6年度第2回 八戸市自殺対策ネット ワーク会議	・第2期計画素案について
12月9日	令和6年度第2回 八戸市自殺対策推進本部	・第2期計画素案について
12月20日	第2期計画原案の決定	
令和7年 1月21日	パブリックコメント実施	
2月27日	令和6年度第3回 八戸市自殺対策庁内検討 会議	・第2期計画最終案について
3月7日	令和6年度第3回 八戸市自殺対策ネット ワーク会議	・第2期計画最終案について
3月24日	令和6年度第3回 八戸市自殺対策推進本部	・第2期計画最終案について

2. 八戸市自殺対策ネットワーク会議構成団体

区分	団体名	
医療・福祉・保健機関	1	八戸市医師会
	2	八戸歯科医師会
	3	八戸薬剤師会
	4	青森県精神保健福祉士協会
	5	八戸市社会福祉協議会
	6	八戸市生活自立相談支援センター
	7	青森県介護支援専門員協会 八戸支部
教育機関	8	八戸市小学校長会
	9	八戸市中学校長会
	10	三八地区高等学校長協会
	11	八戸市学校保健会 養護教諭部会
商工・労働機関	12	八戸商工会議所
	13	八戸労働基準監督署
	14	八戸公共職業安定所
警察・消防	15	八戸警察署
	16	八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部
学識経験者	17	八戸学院大学
民間団体	18	学習サークル「サンハウス」
地域の関係者	19	八戸市民生委員児童委員協議会
その他団体	20	はちのへ若者サポートステーション

3. 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図

られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力

するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

る。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

第2期いのち支える八戸市自殺対策計画

発行 八戸市

編集 八戸市保健所 保健予防課

〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号

TEL 0178-38-0717 FAX 0178-38-0736